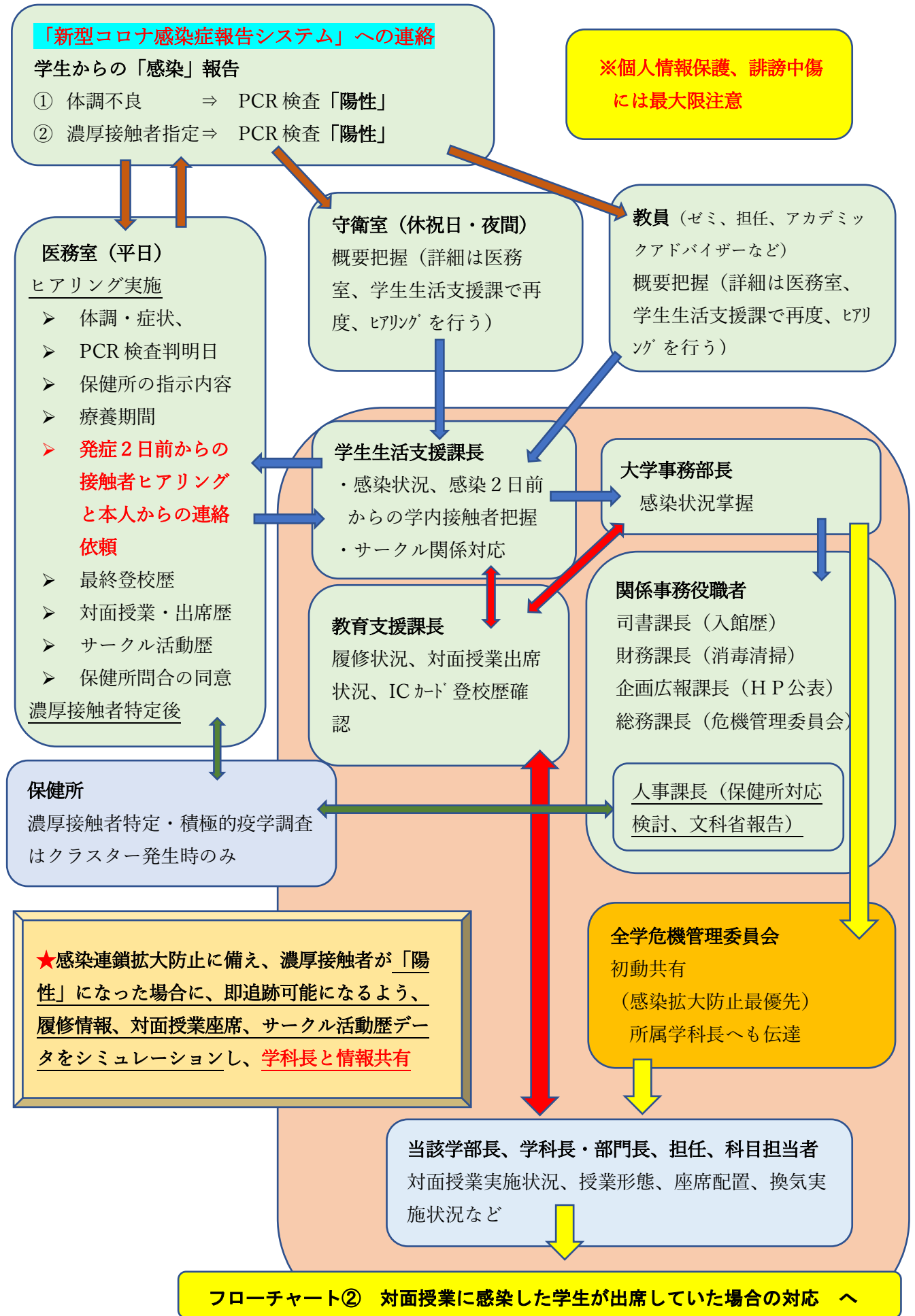


フローチャート① 学生が感染した場合の感染連鎖防止対応



フローチャート② 感染した学生が対面授業に出席していた場合の対応

～学内での感染拡大に備えて～

教育支援課（陽性者へのヒアリングによる接触者のリストアップ）

感染学生の履修科目・対面授業科目など情報集約

接触者のリストアップの基準 学校編

（別紙「用語説明と全体の流れ」参照）

感染者の発症日の2日前から最終登校日の間の登校日が調査対象期間です。
下記に一つでも当てはまる人はリストアップしてください。

感染者がマスクをしていなかった場合

- ①感染者と同じクラスのマスクをしていない児童・生徒、教職員
- ②感染者と同じテーブルで食事をした児童・生徒、教職員
- ③感染者と特別仲の良いマスクをしていない児童・生徒
- ④感染者と換気の悪い環境で長時間過ごした児童・生徒、教職員
（狭い部屋で部活動を実施した など）
- ⑤その他（上記以外で感染者と密に接触があった児童・生徒、教職員）

感染者がマスクをしていた場合

- ①感染者と長時間一緒にいたマスクをしていない児童・生徒、教職員
- ②感染者と同じテーブルで食事をした児童・生徒、教職員
- ③その他（上記以外で感染者と密に接触があった児童・生徒、教職員）

教育支援課 ⇒ 感染拡大の場合、必要に応じて、学科長・部門長・担任へ情報提供
感染学生の履修科目・対面授業科目など情報集約

感染学生情報の伝達

出席・着席座席確認

対面授業の教員・TA

対面授業実施状況、授業形態、座席配置、換気実施状況などを把握

事務局長（大学事務部長）
人事課長

5名以上の集団感染（クラスター発生時のみ）

保健所へ情報提供を検討
濃厚接触者特定、PCR検査実施

全学危機管理委員会